

一般社団法人金融先物取引業協会定款

平成元年7月26日 制 定

平成4年7月20日一部変更
平成10年6月15日一部変更
平成11年7月13日一部変更
平成13年5月21日一部変更
平成14年3月11日一部変更
平成17年3月17日一部変更
平成17年7月1日一部変更
平成19年9月30日一部変更
平成22年2月1日一部変更
平成23年4月1日一部変更
平成24年4月1日一部変更
平成24年12月12日一部変更
平成25年3月26日一部変更
平成25年6月12日一部変更
平成26年6月18日一部変更
平成29年3月28日一部変更

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 本協会の英文名は、The Financial Futures Association of Japanとする。

(事 務 所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(定 義)

第2条の2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 金融先物取引 第2号、第3号又は第4号に掲げる取引をいう。

(2) 取引所金融先物取引 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)

第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引のうち、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第16条の4第2項第1号に規定する取引又はその他の市場デリバティブ取引（有価証券に関するものを除く。）をいう。

- (3) 店頭金融先物取引 法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第79条第2項第2号に規定する店頭金融先物取引又は法第2条第22項第4号に規定する取引（同条第25項第1号又は第4号に掲げる金融指標（同条第24項第3号に係るものに限る。）に係る取引に限る。）をいう。
- (4) 海外金融先物取引 法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、施行令第16条の4第2項第2号に規定する取引又はその他の外国市場デリバティブ取引（有価証券に関するものを除く。）をいう。
- (5) 金融先物取引業 法第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。
- ① 金融先物取引
 - ② 金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - ③ 取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ④ 海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (6) 金融商品仲介業 会員の委託を受けて、取引所金融先物取引又は海外金融先物取引の委託の媒介を当該会員のために行う業務をいう。
- (7) 金融商品仲介業者 会員を所属金融商品取引業者等（法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする法第66条の3による登録が行われた金融商品仲介業者のうち、第6号に規定する金融商品仲介業を行う者をいう。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本協会は、会員の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。以下同じ。）の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的とする。

（事業）

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 金融先物取引業を行うに当たり、法その他の法令の規定を遵守させるための会員及び金融商品仲介業者に対する指導、勧告その他の事業
- (2) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るために必要な調査、指導、勧告その

他の事業

- (3) 会員及び金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
 - (4) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関する投資者からの苦情の解決
 - (5) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に争いがある場合の法第78条の7に規定するあっせん
 - (6) 法第78条の8第1項に規定する苦情の解決及びあっせんの業務の第三者への委託
 - (7) 法第64条の7第1項若しくは第2項又は第66条の25の規定により行う外務員の登録事務
 - (8) 投資者に対する広報、その他金融先物取引業に関する啓蒙、宣伝及び刊行物の発行
 - (9) 会員及び金融商品仲介業者の業務改善、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案
 - (10) 会員、金融商品仲介業者等金融先物取引業に従事する者の役職員の研修
 - (11) 関係官庁、その他関係機関及び関係諸団体に対する意見の開陳及び連絡
 - (12) 会員相互間の意思の疎通及び意見の調整
 - (13) 法第79条の5及び第194条の5の規定に基づく主務大臣への協力
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する事業に係る業務の詳細については、業務規程で定める。
- 3 第1項の事業は日本全国において行うものとする。

(協会規則等)

第5条 本協会は、前条第1項に規定する事業に係る業務を円滑に行うため、協会規則及び紛争処理規則を定めることができる。

(定款施行規則)

第6条 定款の施行に関し必要な事項は、「定款の施行に関する規則」（以下「定款施行規則」という。）をもって定める。

(諸規則の制定及び改正)

第7条 協会規則、紛争処理規則及び定款施行規則の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

第3章 会員及び特別参加者

第1節 会員

(本協会の構成員)

第8条 本協会は、法第29条又は第33条の2の登録を受けて金融先物取引業を行う者で
次条の規定により会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第
48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格取得等）

第9条 本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込手続により、理事会の承認
を受けなければならない。

2 前項に規定する入会の承認を受けたときは、会員は、直ちに本協会に対する代表者
としてその権利及び義務を行使する者（以下「会員代表者」という。）1名及び代理人
人3名以内を定め、書面をもって本協会に通知しなければならない。会員代表者又は
代理人に変更があったときも同様とする。

（経費の負担）

第10条 会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため、理事会において別に定める
規則により入会金及び会費を支払わなければならない。

2 会員は、本協会が特別な支出に充てるため必要と認めるときは、総会において別に
定めるところにより特別会費を支払わなければならない。

3 既納の入会金、会費及び特別会費は返還しない。

第11条 削除

（預託金）

第12条 会員は、預託金を本協会に預託しなければならない。

2 預託金の額及び預託方法は、理事会の決議により定める。

3 預託金は、会員が第18条各号の一に該当するときは、理事会の承認を受けて、これ
を返還する。

4 前項以外の事由により会員に預託金を返還する場合には、理事会において別に定め
るところによるものとする。

第13条 削除

（資料の提出等）

第14条 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員
を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若
しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の
遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産に関し、文書若しくは口
頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 会員は、前項に規定する説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由なく、
これを拒んではならない。

（監査）

第14条の2 本協会は、第4条第1項第3号に規定する事業を行うため必要があると認

めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。

2 前条第2項の規定は、本協会が前項の規定により監査を行う場合について準用する。
(届出及び報告事項)

第15条 会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合には、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、本協会に届出又は報告をしなければならない。

(指導、勧告)

第16条 会員は、金融先物取引業を行うに当たり、本協会の指導、勧告に従って業務の遂行に努めなければならない。

(入会の拒否)

第17条 本協会は、本協会に入会の申込を行った金融商品取引業者又は登録金融機関が次の各号の一に該当するときは、その入会を拒否することができる。

- (1) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則に違反し又は取引の信義則に背反する行為を行い、デリバティブ取引等の停止を命じられ、又は本協会若しくは金融商品取引所から除名の処分若しくは取引資格の取消しを受けたことがあること。
- (2) 第9条の入会申込手続に当たって提出する書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。

(任意退会)

第17条の2 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、本協会に対し金銭債務がある場合は、理事会の承認を受けなければならない。

(資格の喪失)

第18条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員である個人が死亡したとき
- (3) 金融先物取引業を廃止したとき
- (4) 合併により消滅したとき
- (5) 解散したとき
- (6) 分割により金融先物取引業の全部を承継させたとき
- (7) 金融先物取引業の全部を譲渡したとき
- (8) 法第52条第1項、第52条の2第1項、第53条第3項又は第54条に規定する登録の取消処分を受けたとき

(9) 除名されたとき

(会員の処分)

第19条 本協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、当該会員に対し、処分を行うことができる。

(1) 会員としての義務の履行を怠ったとき

(2) 本協会の秩序を乱し、又は事業の遂行を妨げる行為をしたとき

(3) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたとき

(4) その他本協会の名誉をき損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき

2 前項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員の権利の停止若しくは制限又は除名とする。

3 第2項に規定する過怠金の額は、1億円を上限とする。ただし、第1項第3号の違反が重大なものであって、かつ、市場の信用を著しく失墜させたと認められるときは、過怠金の上限額を5億円とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず第1項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額(損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。)が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。

5 第1項に規定する処分を行うにあたっては、当該会員に弁明の機会を与えた上で、前項に掲げる処分の種類に応じ、以下の各号に定める手続を経るものとする。

(1) 譴責又は過怠金の賦課 理事会の決議

(2) 第3項ただし書き又は前項の適用がある場合における1億円超の過怠金の賦課による処分及び会員の権利の停止若しくは制限 理事会の決議(出席理事の3分の2以上の同意又は定款第36条に規定する一般法人法第96条の要件を満たすことを必要とする。)

(3) 除名 第25条第2項第1号の規定による総会の決議

6 第2項に規定する会員の権利の停止又は制限の期間は、6か月以内とする。

7 第1項の規定による処分において、過怠金の賦課と会員の権利の停止又は制限は、併科することができる。

8 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はこれを履行しなければならない。

9 会員は、第1項の処分の通知が到達した日から10日以内に、第41条の2に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。

10 この条の手続に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(取引の信義則に背反する行為)

第19条の2 第17条第1号及び前条第1項第3号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは会員の信用を失墜し、又は本協会若しくは会員に対する信義に背反する行為をいう。

- (1) 本協会の事業又は他の会員の行う金融先物取引業の業務に干渉し、又はこれを妨げること。
- (2) 金融先物取引業に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。

(会員等の名簿)

第20条 本協会は、会員等名簿を作成し、これを本協会の主たる事務所に常置し、一般の縦覧に供しなければならない。

- 2 前項の会員等名簿は、会員の異動又は記載事項の変更のつど、これを訂正するものとする。
- 3 会員は、第1項に規定する会員等名簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面をもって本協会に通知しなければならない。

(特定承継金融機関等に係る特例措置)

第20条の2 特定承継金融機関等(預金保険法第126条の34第3項第5号に定める特定承継金融機関等をいう。以下同じ。)についての第9条第1項に規定する入会の承認については、同項の規定にかかわらず、会長が行うものとし、当該承認を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告するものとする。

- 2 前項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等については、第10条第1項の規定にかかわらず、入会金の納入は要しない。
- 3 第1項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等の会費の取扱いは、理事会において別に定める規則によるものとする。
- 4 第1項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等については、第12条第1項の規定にかかわらず、預託金の預託は要しない。
- 5 本協会は、特定承継金融機関等である会員については、定款の定める目的、事業の範囲内において、理事会の決議により、我が国の金融市場その他の金融システムの安定に資するための必要な措置を講じることができる。
- 6 本協会は、前項の規定にかかわらず、特定承継金融機関等の業務の円滑な遂行を図るため、緊急の措置を講じるべきやむを得ない事態が生じた場合に限り、定款の定める目的、事業の範囲内において、会長が当該措置を行うことができる。当該措置を行った場合、会長は、速やかに理事会に報告するものとする。

第2節 特別参加者

(特別参加者の資格)

第21条 第8条第1項に規定する会員資格を有しない法人は、理事会の承認を受けて、本協会の特別参加者となることができる。

(特別参加者への規定の準用等)

第22条 第9条、第10条、第17条、第17条の2、第18条第1号、第4号、第5号及び第9号並びに第19条から第20条までの規定は、特別参加者について準用する。この場合において、第19条の2を除くこれらの規定中「会員」とあるのは「特別参加者」と、第19条の2各号列記以外の部分の規定中「会員」とあるのは「会員若しくは特別参加者」と読み替えるものとする。

2 特別参加者は、本協会の事業についての情報を入手できるほか、理事会の承認を受けて、委員会において意見を述べることができる。

第4章 総会

(構成)

第23条 総会は、すべての会員をもって組織し、通常総会と臨時総会とに区分する。

- 2 前項による総会をもって一般法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。
- 4 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 5 会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、臨時総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。
- 6 総会を招集するときは、開催する日の2週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は会員の承諾を得て電磁的方法により、会員に通知しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、総会の招集決定において書面又は電磁的方法によって議決権を行使することとした場合を除き、1週間前までを限度としてその期間を短縮することができる。

(権限)

第23条の2 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 事業報告及び事業計画の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 収支予算の承認

- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議 決 権)

第24条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2 会員は、前項の議決権を行使するため、総会に第9条第2項に規定する会員代表者又は代理人を出席させる。

3 会員は、理事会が承認し、第23条第6項の招集通知にその旨の記載がある場合には、総会における議決権の行使を書面又は電磁的方法によってすることができる。この場合において、当該議決権の行使を書面又は電磁的方法によって提出した会員は当該総会に出席したものとみなす。

(定 足 数)

第24条の2 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第25条 総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 第19条第5項第3号に規定する会員の除名
- (2) 第32条に規定する監事の解任

第26条 削除

(議 事 錄)

第27条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において出席した会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第5章 役 員

(役員の設置)

第28条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上14名以内
 - うち 会長 1名
 - 副会長 1名
 - 専務理事 1名
- (2) 監事 3名以内

2 前項の会長、副会長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の会員代表者の中から選任する。ただし、理事2名以内及び監事1名を会員代表者以外の有識者から選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長、副会長及び専務理事は、各自、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 会長は総会及び理事会の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し本協会の業務を執行する。また、会長に事故若しくは支障があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を執行する。

5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。会長及び副会長とともに事故若しくは支障があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、専務理事が会長の職務を執行する。

6 会長、副会長及び専務理事は毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) 本協会が総会に提出する決算及び事業報告に関する書類を監査し、総会にその意見を報告すること

(3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実、法令若しくは定款違反の事実、又はそのおそれのある事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは理事会の開催を請求し招集すること

(役員の任期)

第31条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 5 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 6 理事又は監事に欠員を生じた時は、後任者を新たに選任する。ただし、第28条に定める定数を満たす限り、理事会において会務に支障をきたさないと認めたときは、後任者の選任を行わないことができる。

(役員の解任)

第32条 本協会は、総会の決議によりいつでも役員を解任することができる。

(役員の報酬等)

第33条 役員は、無報酬とする。ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員については、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の責任の免除又は限定)

第33条の2 本協会は、役員の一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除する。

第6章 理事会

(理事会)

第34条 本協会に理事会を置き、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事が会議の目的たる事項を示して招集の請求をしたとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第30条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき
 - (5) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 理事会は、会長が招集する。ただし、第1項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

4 理事会を招集するときは、開催する日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数をもって行う。

(理事会のみなし決議)

第36条 前条の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会の付議事項)

第37条 理事会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 総会において理事会に委任された事項
- (3) 規則の制定及び変更
- (4) その他本協会の業務の運営に関して会長が必要と認めた事項
- (5) 本協会の業務執行の決定
- (6) 理事の職務の執行の監督
- (7) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び専務理事並びに監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問、委員会、事務局等

(顧問)

第39条 本協会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、本協会の運営について会長に対し意見を述べることができる。

3 顧問は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(委員会)

第40条 第4条第1項に規定する本協会の事業に係る業務を分担するため、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(苦情解決・あっせん業務の第三者への委託)

第40条の2 本協会は、第4条第1項第6号に基づき、同項第4号に規定する苦情の解

決及び第5号に規定するあっせんの業務を特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに委託するものとする。

2 前項の苦情の解決及びあっせんの委託に係る必要な事項は、協会規則をもって定める。

(事務局)

第41条 本協会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、職員を置き、会長がこれを任免する。

3 重要な使用人は、会長が理事会の承認を得てこれを任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第7章の2 不服審査会

(不服審査会)

第41条の2 本協会が行う第19条に規定する会員に対する処分その他協会規則に定める処分に係る不服の申立てに関する審査を行うため、理事会の決議により、不服審査会を設けることができる。

2 不服審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

4 前項までに定めるもののほか、不服審査会の構成及び運営に関し必要な事項は、協会規則をもって定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経理規則)

第42条の2 本協会の予算及び決算並びに会計処理については、理事会の決議を経た別に定める経理規則により行う。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第44条 削除

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、2月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (6) その他法令で定める帳簿及び書類

(長期借入金)

第46条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の3分の2以上の決議を経なければならない。

第47条 削除

(資産の管理)

第48条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定めるところにより、会長がこれを管理する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければこれを変更することができない。

2 定款の変更を総会に付議するときは、理事会の決議または会員総数の3分の1以上の請求を必要とする。

(解 散)

第50条 本協会は、総会において、会員総数の4分の3以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第51条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条の2 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 雜 則

(細 則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、主務官庁の設立許可があった日（平成元年8月4日）から施行する。
- 2 本協会の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 3 本協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、創立総会の定めるところによる。
- 4 本協会の設立当初の役員の任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から設立初年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。
ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員の任期は、設立許可のあった日から設立次年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。
- 5 本協会の設立当初の役員は、第29条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。 (別紙 略)

附 則 (平成4.7.20一部変更)

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成4年7月20日）から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を変更のうえ第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号を新設。
- (2) 第14条の2を新設。
- (3) 第17条柱書及び同条第1号を変更。
- (4) 第18条第3項中柱書及び第1号を変更し、第3号を第4号とし、第3号を新設。
- (5) 第18条第4項を削除。
- (6) 第19条柱書を変更のうえ第1項とし、同項第1号から第4号、第2項及び第3項を新設。
- (7) 第19条の2を新設。
- (8) 第22条第1項を変更。
- (9) 第24条第3項を変更。
- (10) 第31条第1項を変更。
- (11) 第32条柱書及び同条第2号を変更。
- (12) 第35条第2項を変更。

附 則（平成10.6.15一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成10年6月15日）から施行する。

ただし、同日が金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日（平成10年6月22日）より前であるときは、第4条の変更部分については同法の施行日から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

第4条第11号及び第28条を変更。

附 則（平成11.7.13一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成11年7月13日）から施行する。

(注) 変更条項は、第4条第11号。

附 則（平成13.5.21一部変更）

この定款変更は、総会の決議の日（平成13年5月21日）から施行する。

(注) 変更条項は、第4条第11号。

附 則（平成14.3.11一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成14年3月11日）から施行する。

(注) 変更条項は、第28条。

附 則（平成17. 3. 17一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成17年3月17日）から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第25条第3項を新設。
- (2) 第31条第1項ただし書以下を削り、第4項を新設。
- (3) 第35条第3項を新設。

附 則（平成17. 7. 1一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成17年6月7日）から施行する。

ただし、同日が金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年7月1日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条を変更。
- (2) 第4条中第1号、第2号、第5号を変更し、第6号を新設し、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第11号を変更のうえ第12号とし、第12号を第13号とする。
- (3) 第8条を変更。
- (4) 第9条第1項を変更。
- (5) 第12条第3項を削り、第4項を第3項とし、第4項及び第5項を新設。
- (6) 第14条第1項を変更。
- (7) 第14条の2第1項を変更。
- (8) 第16条を変更。
- (9) 第18条第3項中第2号を削り、第3号を変更のうえ第2号とし、第4号を変更のうえ第3号とする。
- (10) 第19条の2中第1号及び第2号を変更。
- (11) 第21条を変更。
- (12) 第22条を変更。
- (13) 第29条第3項を変更。
- (14) 第4章第4節の節名を変更。
- (15) 第40条の2を新設。
- (16) 第46条を変更。
- (17) 第51条を変更。

附 則（平成19. 9. 30一部変更）

- 1 この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成19年9月28日）から施行する。
ただし、同日が証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行

の日（平成19年9月30日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。

- 2 第4条第2項の新設及び第5条の変更は、上記の規定にかかわらず、法第79条の3第1項に基づく業務規程に係る主務官庁の認可のあった日から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条及び第3条を変更。
- (2) 第4条中第1号から第9号まで及び第12号を変更し、第2項を新設。
- (3) 第5条及び第8条を変更。
- (4) 第13条（金融先物取引責任準備預託金）を削除。
- (5) 第17条柱書及び第1号を変更。
- (6) 第18条第3項中第1号から第3号を変更。
- (7) 第19条の2中第2号を変更。
- (8) 第21条を変更。

附 則（平22.2.1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成21年11月25日）から施行する。

ただし、同日が、本協会が別に定める日（第40条の2に規定する特定非営利活動法人の紛争等解決業務の開始の日）（平成22年2月1日）より前である時は当該別に定める日から施行する。

(注) 変更条項は次のとおりである。

- (1) 第4条第6号を新設し、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げる。
- (2) 第21条を変更。
- (3) 第40条の2の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る

附 則（平23.4.1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成23年4月1日）から施行する。

(注) 変更条項は次のとおりである。

- (1) 第4条第1項第1号を変更。

附 則（平24.4.1一部変更）

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 本協会の最初の代表理事は次の者とする。

理 事 永易 克典

渡部 賢一

後藤 敬三

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(注) 変更条項は次のとおりである。

- (1) 題名を変更。
- (2) 第1条及び第2条第2項を変更。
- (3) 第2章の章名を変更。
- (4) 第4条の見出しを変更し、第4条第1項本文、同条第1項第1号、第2号、第14号及び第2項を変更し、第3項を新設。
- (5) 第5条を変更。
- (6) 第8条第1項を変更し、第2項を新設。
- (7) 第9条の見出しを変更。
- (8) 第10条の見出しを変更し、第1項から第3項を変更。
- (9) 第11条（会費及び特別会費）を削除。
- (10) 第12条第3項を削り、第4項を第3項に、第5項を第4項に変更。
- (11) 第14条の2第1項を変更。
- (12) 第17条の2を新設。
- (13) 第18条第2項を削り、第3項を変更のうえ第2項とする。
- (14) 第19条第1項本文を変更。
- (15) 第19条の2本文を変更。
- (16) 第20条第1項を変更。
- (17) 第21条及び第22条第1項を変更。
- (18) 第4章の章名を変更し、第1節を削る。
- (19) 第23条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設し、第2項を変更のうえ第3項とし、第3項を変更のうえ第4項とし、第5項を新設し、第4項を変更のうえ第6項とする。
- (20) 第23条の2を新設。
- (21) 第24条第1項から第3項を変更。
- (22) 第24条の2を新設。
- (23) 第25条の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る。
- (24) 第26条を削除。
- (25) 第4章第2節を第5章に変更。
- (26) 第28条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。

- (27) 第29条第1項及び第2項を変更し、第3項を削り、第4項を変更のうえ第3項とする。
- (28) 第30条第1項を新設し、第1項を変更のうえ第2項とし、第3項を新設し、第2項及び第3項を変更のうえ第4項及び第5項とし、第4項を削り、第6項を新設し、第5項を第7項とし、同項第1号、第3号及び第4号を変更。
- (29) 第31条第1項を変更し、第2項を新設し、第2項を変更のうえ第3項とし、第4項を新設し、第3項を変更のうえ第5項とし、第4項を変更のうえ第6項とする。
- (30) 第32条を変更。
- (31) 第33条の見出し及び本文を変更。
- (32) 第33条の2を新設。
- (33) 第4章第3節を第6章に変更。
- (34) 第34条第1項本文及び同項第1号及び第2号を変更し、第3号から第5号を新設し、第2項及び第3項を変更し、第4項を新設。
- (35) 第35条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項及び第3項を削る。
- (36) 第36条の見出し及び本文を変更。
- (37) 第37条第4号を変更し、第5号から第7号を新設。
- (38) 第38条第1項を変更し、第2項を新設。
- (39) 第4章第4節を第7章に変更。
- (40) 第39条第1項を変更し、第2項を変更のうえ第3項とし、第2項を新設。
- (41) 第40条第1項及び第3項を変更。
- (42) 第41条第3項を第4項とし、第3項を新設。
- (43) 第5章を第8章とし、章名を変更。
- (44) 第42条の2を新設。
- (45) 第43条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (46) 第44条を削除。
- (47) 第45条第1項を変更し、第2項を新設。
- (48) 第46条を変更。
- (49) 第47条を削除。
- (50) 第6章を第9章に変更。
- (51) 第49条第1項を変更。
- (52) 第50条を変更。
- (53) 第51条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (54) 第10章及び第51条の2を新設。
- (55) 第7章を第11章に変更。

附 則（平24. 12. 12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成24年12月12日）を経て平成25年1月1日から施行する。

(注) 変更条項は次のとおりである。

- (1) 第2条の2を新設。
- (2) 第4条第1項第1号を変更。
- (3) 第14条第1項を変更。
- (4) 第14条の2第1項を変更。
- (5) 第17条第1号を変更。
- (6) 第36条の見出しを変更。

附 則（平25. 3. 26 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成25年3月26日）を経て平成25年4月1日から施行する。

(注) 変更条項は第2条の2第3号。

附 則（平25. 6. 12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成25年6月12日）を経て平成25年7月1日から施行する。

(注) 変更条項は第2条の2第3号。

附 則（平26. 6. 18 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成26年6月18日）を経て平成26年7月1日から施行する。

(注) 変更条項は第20条の2を新設。

附 則（平29. 3. 28 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成29年3月28日）を経て平成29年6月23日から施行する。

(注) 変更条項は次のとおりである。

- (1) 第12条第3項を変更。
- (2) 第18条第1項第2号を変更し、第3号を第9号とし、第3号から第8号までを新設し、第2項を削る。
- (3) 第19条第1項を変更し、第2項及び第3項を第7項及び第8項とし、第2項から第6項までを新設し、第9項及び第10項を新設。

- (4) 第22条第1項を変更。
- (5) 第25条第2項第1号を変更。
- (6) 第31条第1項から第4項まで及び第6項を変更。
- (7) 第7章の章名を変更。
- (8) 第7章の2を新設。
- (9) 第41条の2を新設。